

京情審答申第73号
平成23年3月15日

京都府知事
山田啓二様

京都府情報公開審査会
会長 山本克己

公文書部分公開決定に係る第三者からの異議申立てに対する
決定について（答申）

平成22年7月13日付け2河第288号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成22年4月27日、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対して「一級河川淀川水系桂川における河川法第24条及び第26条第1項に基づく土地の占用及び工作物の新設許可について（許可）」のうち登記簿謄本・境界確定図の写し・地積測量図・位置図・公図を除く許可申請書及び添付書類（文書番号：20京土第1号の232）及び「一級河川淀川水系桂川における河川法第24条及び第26条第1項に基づく土地の占用及び工作物の新築の許可について」のうち許可申請書及び添付書類（文書番号：1京土第1号の426）を内容とする公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）が行われた。
- 2 平成22年5月11日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書（以下「本件公文書」という。）を別紙1のとおり特定し、条例第11条第2項の規定により、公開決定等をする期間を延長するとともに、本件公文書に異議申立人に関する情報が記録されていることから、同人に対し、条例第14条第1項の規定により、別紙1に記載の公開しない部分を除き公開することについての意見照会を行った。
- 3 平成22年5月19日、異議申立人は、実施機関の当該照会に対し、本件公文書のうち、異議申立人に関する情報が記録されている別紙2に係る部分の公開については、支障がある旨の意見書を提出した。
- 4 平成22年6月25日、実施機関は、別紙2に係る部分は、条例第6条に掲げる非公開情報のいずれにも該当しないと判断し、条例第10条第1項の規定により部分公開決定処分を行い、本件公開請求者及び異議申立人に通知した。
- 5 平成22年7月7日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記部分公開決定処分のうち別紙2に係る部分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行うとともに、同法第48条において準用する第34条の規定により、執行停止の申立てを行った。
- 6 平成22年7月13日、実施機関は、執行停止を行うとともに、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）

に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

- 7 平成23年1月12日、異議申立人は、別紙2のうち取下げ部分と記載した部分について異議申立てを取り下げた。

第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分を取り消しを求めるというものである。

第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 河川占用情報の公開の考え方について

条例上非公開とされているものを公開しないように求めているのであり、河川法（昭和39年法律第167号）第12条及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第5条の規定による台帳の閲覧を拒むものではない。その上で、台帳に記載されているのはあくまで概要であり、非公開とされているものは含まれないことは明白である。逆に言えば、台帳に記載されている範囲で情報が公開されれば、河川の占用許可内容に係る情報公開としては足りていることを法律が定めているのである。したがって、条例が河川法で認められる範囲を超えて情報を公開することは、許可を受けて河川を占用する者に、法律に定められていること以上の不利益を課すもので許されない。

なお、異議申立人が河川の占用許可を申請するに際しては、「実施機関の河川占用情報の公開の考え方」（第5の1参照）に記載された指針は、異議申立人に対して示されておらず、その意味でも本件公文書がかかる指針に基づいて公開されることは、異議申立人にとっては不測の不利益である。

2 条例第6条第3号該当性について

本件処分において実施機関が公開することとしている情報は、条例第6条第3号に規定する非公開情報に該当する。

本件公文書は、その公開によって異議申立人の宿泊施設運営事業に関して、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

また、そもそも条例は、正当な利益を害する「おそれ」があれば、当該情報を非公開とすることを定めているのであり、この「おそれ」は広く解釈されなければならない。なぜなら、仮に本件公文書が公開

された結果、異議申立人に損害が生じたとしても、条例にはその補償措置は何ら規定されていないことを考えると、そのような補償措置もないままに情報が公開されることは異議申立人の財産権を不当に侵害することになるからである。したがって、条例第6条第3号における「正当な利益を害するおそれ」は、その情報公開によって、何らかの事業競争上の不利益が生じる可能性や知的財産権及びノウハウの流出による損失の可能性があれば、認められるというべきである。

3 安全面及び警備面での不利益について

海外要人等の施設利用においては、その選定にあたり、施設の安全面及び警備面が重要視される。例えば、サミットの開催会場が洞爺湖に選定された際、有力な候補地であった京都は警備上の問題があるため外れたという経緯がある。このように、安全面及び警備面の問題が要人の施設利用を決定する重要な要因であることは事実であり、特に警備面での検証においては、当該施設の図面等の資料に基づき警備上の問題点を検証するのみならず、当該施設の図面等の資料の内容を誰が知っているのかを確認される場合がある。この際に、情報公開制度により不特定多数が当該施設の詳細を知っていることは、施設の安全面及び警備面について対策を立てるに際して著しく不利であることは明らかであり、その結果、施設利用が行われなくなることは当然に予想される帰結である。安全面及び警備面に不安を与える根拠は、例えば、以下の例がある。

- (1) 「工作物リスト」にある、素材や構造・寸法・面積が分かれば、本件公文書に記載された施設（以下「本施設」という。）に対する攻撃や業務妨害のための方法の立案を容易にしてしまう。
- (2) 本件公文書に添付された図面（以下「本図面」という。）の情報は、敷地内はもとより、たとえ河川区域内であっても高低差や河川からの距離等を示しており、本施設はそのアクセスが限定されることから、要人等の宿泊に際して、テロ等の実行を容易にしてしまう。
具体的には、本図面に記載されている情報のうち、縮尺並びに工作物等（通路、橋りょう、昇降路、船乗降場、宅地、庭園、家屋付属地、占用工作物及び除却工作物）の名称、構造、素材、寸法及び川面からの高さを公開することにより、どのように攻撃すれば破壊しやすいかが分かり、本施設を破壊するのに適切な方法が選択できる。
- (3) 本図面に記載されているタンクの位置が分かると、本施設の運営を妨害するためのテロの攻撃目標とすることや、タンクから本施設につながる排水管にファイバースコープを通して施設内をのぞき見ることが可能になる。
- (4) 本図面に記載されている建物の断面図が分かると、建物の形状が

- 判明し、テロによる攻撃や業務妨害を行うことが可能になる。
- (5) 「見解書」に記載されている電線管の管理や運用方法が分かれば、テロや業務妨害を受ける可能性がある。
 - (6) 「誓約書」の「3. 営業を続けるに際し必要な理由」で記載した内容が公開されると、本施設に通じる道路の状況、船着場が本施設運営に必須であること及び擁壁が構造上必要であることが判明し、本施設の安全利用が害されるおそれがある。

なお、本件公文書に記載されている資料や本図面について、「目視により一定入手可能な情報」とあるが、寸法、地下の形状、素材等については、目視によっては入手不可能な情報であることは明らかである。

いうまでもなく、異議申立人の本施設内での採寸等は許可しておらず、また、そのような行為がなされた場合には嚴重に注意し、かつ、情報を破棄することを求めることとしている。

要人宿泊の際に、本施設に対する攻撃や業務妨害をしようとするものがある場合に、単なる目視ではなく、詳細な構造・寸法・面積を知ることができれば、その攻撃や妨害行為が格段に容易になることは明白である。また、そもそもそのような通常一般に公開されることのない本施設の詳細設計が公開されていること自体が、要人宿泊施設の選定に当たって不利益に働くことはいうまでもないことである。

4 知的財産権及びノウハウの流出について

本図面等の資料は著作権・知的財産権により保護されているものであり、情報公開により、この権利侵害が発生することは事実である。今日の旅館・ホテルの経営において、その施設のデザイン性は顧客満足度の向上や集客力・客単価の向上のために極めて重要な要素であり、これは非常に大きなノウハウである。優れた施設であればすぐにまねをされてしまい、このまねをされないために情報をコントロールすることは、企業経営上重要な要素である。この点、異議申立人が属する〇〇〇〇〇〇グループは、業界においてもその施設のデザイン性や施設の雰囲気作りにおいて高い評価を受けており、他社との差別化を図るための競争力の源泉となっている。

このようなデザインに代表される知的財産権及びノウハウの流出を防ぐ手段として具体的には、施設内採寸等の行為を行なっていればお客様であろうとお断りし、宿泊者以外の施設への立ち入りや見学には制限を付けるなど、日常的な努力をしているところである。また広報媒体等への写真などでの公開や建築等の専門誌への公開においても、このような知的財産権の保護等の観点から事業上の損失とならないように十分に制限をしながら行っている。

特に、今回の情報公開の対象とされている船着場及び通路は本施設とお客様が最初に接するポイントであり、船で本施設に向かうことが世界的にも珍しい本施設の特色である。こういった特色が他社でまね

され、また、事前に一般に不用意に公開されることは、施設の差別化において致命的な悪影響を及ぼすことになる。施設の差別化や情報の制限が事業において重要な戦略であることは自明のことである。

もし、本施設の詳細が公開され、本図面等の資料が出てしまえば、競争相手である他社に簡単にまねをすることができてしまうし、また、構造など外部からは見ても分からないような情報が入手できれば、そもそも法で保護されている知的財産権等の権利を侵害することは明らかである。その他具体的に挙げれば、以下の例がある。

- (1) 「変更の許可についての報告」及び「工作物作業工程表」に記載されている植栽・柵・通路の種類は、本施設の雰囲気決定する重要な要素であり、また、作業工程についても本計画に投入された異議申立人のノウハウである。
- (2) 「見解書」に記載しているように、周辺の景観との親和性を高めるために配管に施した意匠にノウハウがある。
- (3) 本図面に記載されている低木地被植栽の内容について、植栽している木の種類にノウハウがある。
- (4) 本図面は、全て異議申立人が有する知的財産権及びノウハウの結晶である。通路の高さや位置は、特に見ただけでは分かりづらく、また、図面化することが難しい情報である。情報公開がされることにより、異議申立人のノウハウが詰まって形成されている空間の情報を簡単に第三者に得られてしまう。

さらに、本件公文書の公開による異議申立人の知的財産権及びノウハウの流出のおそれは具体的に存在し、その一部を挙げれば、以下のとおりである。

例えば、船着場については、増水時に沈水するという本施設特有の特殊な状況下でも耐える必要があるところ、浮力や水流による影響等に基づき度重なる検討をした結果、通常の場合で用いられるウッドデッキ等とは異なる構造・素材・デザイン上の工夫をしている。これらの内容（構造・素材・デザイン）は異議申立人が保有する知的財産を構成するものであり、その詳細が公開されることで異議申立人の事業競争上の正当な利益を害することは明白である。

また、柵については、機能としては転落防止が主目的であり、それを満たすだけであれば簡単な棒状のものを設置するだけでも十分である。しかし、本施設においては、焼杉板によりデザインを付加することにより施設利用者及び歩行者にとって違和感のない景観形成に役立っている。これらデザインは知的財産として保護されるべき内容であるのみならず、各工作物の詳細図面や機能が公開されることはデザインによって機能を感じさせないようにしている異議申立人の独自の工夫を踏みにじるものである。

さらに、船着場から本施設入口まで、つづら折りにアプローチしているが、これは敷地の現況を鑑み、既存の環境への影響範囲を最小化

しつつ、最長の動線を計画した結果である。通常であれば、単純に最短経路で結ぶ方が合理的であるが、岩盤等の掘削を行わず、支流の景観を活かし、本施設の魅力を高める方法として考えた経路の詳細な情報はノウハウそのものであるとともに、実際に訪問した顧客のみが知ることのできる情報であって、顧客満足度を向上させる重要な要素であるが、情報公開により公開されることで、かかる顧客満足度向上のためのアイテムを失うこととなる。このことが異議申立人の事業上の競争力を減じることになることは明白である。

5 円滑な事業運営の基盤に支障を来すことについて

(1) 「誓約書」に記載している「不法状態を知るに至った経緯」

誓約書に記載された株主についての情報、株式取得日や持分割合などの情報は、当社企業グループにとっての秘密情報である。また、記載内容から個人を特定できる可能性があり、その場合個人のプライバシーに係る情報を開示することとなり不適切である。

また、前経営者の経営状態に対する当社の見解等についての記載は、当社が第三者に開示することを前提に記載したのではなく、これが公開されると今後の当社の宿泊施設の円滑な運営に致命的な悪影響を与える。

(2) 「誓約書」に記載している「不法状態に至った経緯」

前経営者が不法状態にしたとの記載は、そもそも当社が第三者に開示することを前提に記載したのではなく、当社がこのような指摘をしているとなると、今後新規に同種の案件を取得する際に、前経営者が弾劾されると感じ、新規開発施設及び用地の取得に著しい支障を来す。

旅館やホテルのオーナー経営者等にとってその施設の売却は、単なる商取引というだけでなく、自らやその家族の人生や価値観をかけて創り上げた施設を手放す苦渋の決断を伴う場合が多い。したがって、旅館やホテル等の売却は、売主であるオーナーにとって非常にナイーブな問題であり、売却先である異議申立人との信頼関係がなければ施設の売買取引は成立しない。

したがって、万が一にでも、売主であるオーナーの経営状態等についての異議申立人の見解が不用意に外部に流出することがあった場合、売主であるオーナーとの間の信頼関係が破壊されることは明らかである。そして、異議申立人がそのような信頼関係を裏切るような行為をするおそれがあるとなれば、取引が成立しなくなることは施設を売却しようとするオーナー側の心情を考えれば当然であり、そのため異議申立人が属する〇〇〇〇〇〇グループが機会損失を被るのみならず、これまでに築き上げてきた社会的信用を失い、現在

運営している施設についても円滑な運営ができなくなるおそれがある。

そもそも、本件公文書に記載した他社に対する見解は、当然に社会一般に公開されることを想定しているものではない。

今日の企業活動において、一般に企業による発言の社会に与える影響はきわめて大きくなっており、不適切な発言が、当該企業のブランドイメージを毀損し、取引相手からの信用を失うことに直結するのである。

異議申立人においても、対外的に弊社の見解を公開するに当たっては、社会的な影響を慎重に見極めて行っている。しかし、本件公文書に記載された異議申立人の見解は、公開されることの影響を考慮せずに、許可申請の目的に応じて、審査機関がより適切に判断をすることができるように記載したものである。しかも、かかる異議申立人の見解を情報公開制度を通じて第三者が知ることについては、法的に保護すべき価値はないというべきである。

このように、異議申立人の経営判断であり、秘密情報でもある他社に対する見解が一部であっても流出してしまえば、異議申立人の社会的信用及び今後の取引に多大な悪影響を与え、新規に施設を取得、運営を行う等に際して、当該企業や個人のみならず、金融機関、仲介企業等への影響が発生し、以降の新規開発施設取得及び用地の取得に著しい悪影響を及ぼすことになる。

(3) 「誓約書」に記載している「営業を続けるに際し必要な理由」

通路の状況、船着き場が当社が運営する宿泊施設の営業に必須であることや、擁壁が構造上必要であること等が第三者に開示され、これらの安全利用を害される事態となれば、当社が運営する宿泊施設の宿泊客の移動や必要資材の搬出入に深刻な支障を来すこととなり、宿泊施設の営業が継続できなくなる可能性もあり、その場合当社は、極めて大きな損害を受けることとなる。

(4) 本図面に記載している建物の名称について

本図面に記載されている建物の名称が公開されると、現状の各施設の名称と違うので誤解を招き、業務上の支障が生じるおそれがある。

以上のように、本件処分は、条例において非公開とされるべき情報を公開することを認めているという点で違法なものであり、当該公開により、異議申立人は、多大な損害を受けることとなる。

第5 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べ

ていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 河川占用情報の公開の考え方について

河川は公共用物であり、自由使用を原則としているが、必要やむを得ないと認められる場合に限り占用を許可しており、河川法第12条及び河川法施行令第5条の規定により、河川管理者は許可等の概要を河川現況台帳に記載し、当該台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことはできないとされている。

このため、治水上又は公物管理上の必要から、占用情報は求めに応じて説明する必要があると考えており、占用許可内容に係る情報公開があれば、個人に関する情報のように条例上非公開とされるものを除き公開することとしている。

2 条例第6条第3号該当性について

異議申立人が法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため公開には支障があるとしている情報は、異議申立人が実施機関に提出した河川占用許可申請書添付の資料や本図面の記載内容であるが、異議申立人の主張する利益を害する蓋然性については、次のとおり具体性に欠け、条例第6条第3号の非公開事由には該当しないものと考えられる。

(1) 安全面及び警備面での不利益について

工作物の素材や寸法、面積、配管類の位置、河川からの距離情報等については、本施設の外部からでも目視により一定入手可能な情報であり、公開することにより安全面及び警備面で不利益を来すという具体的な理由が認められない。

(2) 知的財産権及びノウハウの流出について

船着場及び通路に係る植栽、柵、通路の種類、通路の高さ及び位置に関する図面情報については、本施設利用者が目視により一定入手可能な情報であり、公開することにより経営上秘密とすべきノウハウが流出するという具体的な理由が認められない。

(3) 円滑な事業運営の基盤に支障を来すことについて

申請に係る経緯の説明に記載された他者に対する見解に関する情報については、それが流出することをもって、直ちに異議申立人の社会的信用を失い、円滑な施設運営や今後の施設取得に影響を及ぼすという具体的な理由が認められない。

第6 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシー保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

したがって、このような基本理念にのっとり、府が保有する公文書の公開を請求する権利が、不当に侵害されることのないよう、条例を解釈しなければならない。

また、このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公開することにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開又は非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

2 具体的な判断及びその理由

異議申立人は、本件処分において実施機関が公開することとしている情報が、条例第6条第3号に規定する非公開情報に該当すると主張するので、これについて、検討し、判断する。

(1) 本件申立てに係る情報について

条例第6条第3号該当性の判断に当たり、異議申立人が同号に該当するとして公開に反対している情報は、本件公文書のうち実施機関が公開することとしている情報のうち、異議申立人に関する別紙2の内容の情報である。

(2) 条例第6条第3号について

条例第6条第3号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めている。

(3) 条例第6条第3号該当性について

ア 本図面に記載されている縮尺、工作物等の寸法及び川面からの高さについて

異議申立人は、図面に記載されている縮尺、工作物等の寸法及び川面からの高さが公開されると、本施設に対するテロリストの攻撃や、業務妨害の計画立案が容易になると主張するが、そのような危険性は抽象的なものであり、蓋然性が低いと判断される。

また、正確な寸法は現場で実測しなければ分からず、対岸からの目視では入手不可能な情報であると主張するが、川面からの敷地の高さや擁壁の寸法は、対岸からの目測に加え、保津川下りの船上から目視で判断することが可能である。

さらに、本施設の詳細を記載した本図面が公開されることにより、顧客満足度につながる優れたデザインが他の施設で盗用されることになると主張する。しかし、建築総合情報誌『日経アーキテクチュア』（第〇〇〇号2009年〇月〇日発行）に〇〇〇の図面及び写真が掲載されている。同誌掲載の図面に記載された縮尺は正確なものではないが、その他の情報を総合することにより、不特定多数の者にほぼ正確な寸法が容易に推測される。また、旅館のデザインは、同誌掲載の図面や写真から相当程度明かになっている。したがって、本件公文書の公開によって優れたデザインが盗用されるというような事態が生ずるとは考えられない。仮にデザインが盗用されるとしたら本図面が公開される前に既に危険は生じていたと言える。

したがって、当該情報を公にすることによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

イ 本図面に記載されている工作物等の名称、構造及び素材について

異議申立人は、本図面に記載されている工作物等の名称、構造及び素材を公開することにより、どのように攻撃すれば破壊しやすいかが分かり、本施設を破壊するのに適切な方法を選択することが可能になると主張するが、そのような危険性は抽象的なものであり、蓋然性が低いと判断される。

また、本図面が公開されることにより、異議申立人の知的財産権

及びノウハウが流出し、本施設の特徴が他社にまねされ、事業競争上の正当な利益を害すると主張するが、使用されている素材については市販されている一般的なものであり、工作物等の名称及び構造についても特段の創造性はなく、さらに、この種の図面に著作権が成立するとは認められないことから、これらに知的財産権及びノウハウは認められない。

さらに、宿泊客であれば誰でも目にすることができるものについては、広く一般に公開されているのと同様であると解釈され、非公開とする理由がない。

したがって、当該情報を公にすることによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

ウ 本図面に記載されている建物の断面図について

異議申立人は、本図面に記載されている建物の断面図を公開することにより建物の形状が判明し、テロリストによる攻撃や業務妨害行為が容易に行えると主張するが、そのような危険性は抽象的なものであり、蓋然性が低いと判断される。

また、本図面が公開されることにより、異議申立人の知的財産権及びノウハウが流出し、本施設の特徴が他社にまねされ、事業競争上の正当な利益を害すると主張する。しかし、異議申立人は知的財産権としてどのような権利が成立しているか具体的に主張していない。また、断面図が記載されている建物は、宿泊客が立ち入ることができる場所であり、本図面から推測されるノウハウは宿泊客にも分かるものであると考えられる。さらに『日経アーキテクチュア』（第〇〇〇号2009年〇月〇日発行）に掲載された写真からも推測できるものであることから非公開とする理由がない。

したがって、当該情報を公にすることによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

エ 本図面に記載されている建物の名称について

異議申立人は、本図面に記載されている建物の名称が公開されると、現状の各施設の名称と違うため誤解を招き業務上の支障が生じるおそれがあると主張するが、本図面に記載されている施設の名称は〇〇〇の改修工事前の名称であり現時点で公開されても業務上の支障が生じるとは考えられない。

したがって、当該情報を公にすることによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

オ 本図面に記載されている低木地被植栽の内容及びタンクについて

異議申立人は、本図面に記載されている低木地被植栽の内容についてノウハウがあると主張するが、植栽されている植物の種類はありふれたものであり、ノウハウは認められない。

また、タンクの位置が公開されると、タンクそのものがテロリストの攻撃目標となり、破壊されることにより施設の運営ができなくなるおそれや、タンクにつながる排水管からファイバースコープを通し施設をのぞき見されるおそれがあると主張するが、異議申立人が主張するような危険性は抽象的なものであり、蓋然性が低いと判断される。

したがって、当該情報を公にすることによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

カ 「誓約書」に記載されている事項について

(ア) 「不法状態を知るに至った経緯」で記載された、株主についての情報、株式取得日及び持分割合

異議申立人は、株主についての情報、株式取得日及び持分割合などの情報は異議申立人企業グループの秘密情報であると主張するが、株式会社〇〇〇〇〇〇が〇〇〇の経営権を取得したことは既に新聞等で報道されており、株主についての情報、株式取得日及び取得株式数の公開により、異議申立人企業グループの競争上の地位に支障が生じるとは考えられない。

(イ) 「不法状態を知るに至った経緯」で記載された、前経営者の経営状態に対する見解及び「不法状態に至った経緯」で記載された、前経営者が不法状態にした、との記載

異議申立人は、第三者に公開することを前提に記載したものではない前経営者に対する異議申立人の見解及び、前経営者が不法状態にした、との記載が公開されると、前経営者との信頼関係が壊れることに加え、裏付けもなく憶測で前経営者に対する不適切な発言を行ったと受け取られ、社会的信用を失い、今後の取引に多大な悪影響があると主張する。しかし、異議申立人にとって不利となる虚偽の情報が記載されているものではなく、自らの判断で異議申立人の考えや認識している内容を記載し、京都府に提出した誓約書である。また、条例第6条第8号に規定する非公開約束情報にも当たらない。したがって、非公開の対象とは認められない。

(ウ) 「営業を続けるに際し必要な理由」

異議申立人は、「営業を続けるに際し必要な理由」が公開されることにより、通路の状況及び船着場が本施設運営に必須であること並びに擁壁が構造上必要であることが判明し、本施設の安全利用が害され営業が継続できなくなると主張するが、そのような危険性は抽象的なものであり、蓋然性が低いと判断される。

したがって、誓約書に記載されている(ア)から(ウ)までの情報を公にすることによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

キ 「工作物リスト」に記載されている素材又は構造、寸法若しくは面積について

異議申立人は、占用工作物の素材又は構造、寸法若しくは面積が公開されると、本施設に対するテロリストの攻撃や業務妨害の計画立案が容易になると主張するが、そのような危険性は抽象的なものであり、蓋然性が低いと判断される。

したがって、当該情報を公にすることによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

ク 「見解書」に記載されている配管の状態について

異議申立人は、電線管の管理・運用実態の公開によりテロリストの攻撃や業務妨害を受けるおそれがあると主張するが、そのような危険性は抽象的なものであり、蓋然性が低いと判断される。

また、配管の意匠にノウハウがあると主張するが、その意匠に特段の創造性もなくノウハウは認められない。

したがって、当該情報を公にすることによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

ケ 「変更の許可についての報告」に記載されている植栽、柵及び通路の種類及び寸法について

異議申立人は、植栽、柵及び通路の種類及び寸法が本施設の雰囲気決定する重要な要素でありノウハウがあると主張するが、植栽されている植物の種類や柵及び通路の素材は一般的なものであり、特段の創造性がなく、ノウハウは認められない。

また、宿泊客であれば誰でも目にすることができるものについては、広く一般に公開されているのと同様であると解釈され、非公開

とする理由がない。

したがって、当該情報を公にすることによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

コ 「工作物作業工程表」に記載されている植栽、柵及び通路の種類及び作業工程がわかる部分について

異議申立人は、工作物作業工程表に記載されている植栽、柵及び通路の種類及び作業工程についてノウハウを主張するが、植栽されている植物の種類や柵及び通路の素材は一般的なものであり、特段の創造性もなく、ノウハウは認められない。

また、宿泊客であれば誰でも目にすることができるものについては、広く一般に公開されているのと同様であると解釈され、非公開とする理由がない。

したがって、当該情報を公にすることによって、異議申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、本件処分において、実施機関が公開することとしている情報については、いずれも条例第6条第3号には該当しない。

3 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

<別紙1> 公文書の公開をしない部分の概要及びその理由

件名	公開しない部分	公開しない理由
<p>一級河川淀川水系桂川における河川法第24条及び第26条第1項に基づく土地の占用及び工作物の新設許可について(許可)</p> <p>文書番号 20京土第1号の232</p>	<p>許可申請書のうち連絡先担当者及び電話番号</p>	<p>個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため。(京都府情報公開条例第6条第1号に該当)</p>
	<p>許可申請書のうち申請書の捺印された法人代表者の印影</p> <p>許可申請書に添付された誓約書に押印された法人代表者の印影</p>	<p>法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。(京都府情報公開条例第6条第3号に該当)</p>
<p>一級河川淀川水系桂川における河川法第24条及び第26条第1項に基づく土地の占用及び工作物の新築の許可について</p> <p>文書番号 1京土第1号の426</p>	<p>許可申請書のうち連絡先担当者及び電話番号</p>	<p>個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため。(京都府情報公開条例第6条第1号に該当)</p>
	<p>許可申請書のうち申請書に押印された法人代表者の印影</p>	<p>法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため。(京都府情報公開条例第6条第3号に該当)</p>

<別紙2> 公開されると支障がある部分

対象公文書	異議申立項目 < >内は異議申立ての取下げ部分
占有面積計算書・ 丈量図 02 (2008年7月)	通路、橋りょう、昇降路、船乗降場、宅地、庭園及び家屋付属地の寸法
	建物の名称
	図面の縮尺
	<配管類の名称及び寸法>
占有面積計算書・ 丈量図 03 (2008年7月)	宅地、庭園及び家屋付属地の寸法
	タンクの位置
	図面の縮尺
占有面積計算書・ 丈量図 04 (2008年7月)	建物の名称
	タンクの位置
	図面の縮尺
平面図 (2008年7月)	占用工作物(配管類を除く)の構造がわかる部分及び寸法
	除却工作物(配管類を除く)の構造がわかる部分及び寸法
	図面の縮尺
	<配管類の名称、構造及び寸法>
断面図-1 (2008年7月)	通路及び擁壁の構造
	柵の名称及び構造
	川面からの高さ
	図面の縮尺
断面図-2 (2008年7月)	建物の断面図
	擁壁の構造
	船着場の構造
	川面からの高さ
	図面の縮尺
	<配管類の名称、構造及び寸法>
断面図-3 (2008年7月)	建物の断面図
	擁壁の構造
	川面からの高さ
	図面の縮尺
	<配管類の名称及び位置>
断面図-4 (2008年7月)	建物の断面図
	擁壁の構造
	川面からの高さ
	図面の縮尺
	<配管類の名称及び位置>

対象公文書	異議申立項目	< >内は異議申立ての取下げ部分
断面図-5 (2008年7月)	建物の断面図	
	擁壁の構造	
	図面の縮尺	
断面図-6 (2008年7月)	建物の断面図	
	擁壁の構造	
	川面からの高さ	
	図面の縮尺	
占有面積計算書・ 丈量図 01 (2009年9月)	通路、橋りょう、昇降路、船乗降場、宅地、庭園及び家屋付属地の寸法	
	建物の名称	
	図面の縮尺	
占有面積計算書・ 丈量図 02 (2009年9月)	宅地、庭園及び家屋付属地の寸法	
	タンクの位置	
	図面の縮尺	
占有面積計算書・ 丈量図 03 (2009年9月)	建物の名称	
	タンクの位置	
	図面の縮尺	
平面図 (2009年10月)	占有工作物の構造がわかる部分及び寸法	
	除却工作物(配管類を除く)の構造がわかる部分及び寸法	
	図面の縮尺	
	<配管類の名称、構造及び寸法>	
断面図-1 (2009年9月)	通路及び擁壁の構造	
	柵の名称及び構造	
	川面からの高さ	
	図面の縮尺	
断面図-2 (2009年9月)	建物の断面図	
	擁壁の構造	
	船着場の構造	
	川面からの高さ	
	図面の縮尺	
	<配管類の名称及び構造>	

対象公文書	異議申立項目 < >内は異議申立ての取下げ部分
断面図-3 (2009年9月)	建物の断面図
	擁壁の構造
	川面からの高さ
	図面の縮尺
	<配管類の名称及び位置>
断面図-4 (2009年9月)	建物の断面図
	擁壁の構造
	川面からの高さ
	図面の縮尺
	<配管類の名称及び位置>
断面図-5 (2009年9月)	建物の断面図
	擁壁の構造
	図面の縮尺
断面図-6 (2009年9月)	建物の断面図
	擁壁の構造
	川面からの高さ
	図面の縮尺
船着場 構造図 (2009年9月)	ウッドデッキの寸法、構造及び素材
	図面の縮尺
柵 構造図(1) (2009年9月)	柵の名称
	柵の寸法及び素材
	図面の縮尺
柵 構造図(2) (2009年9月)	柵の名称
	柵の寸法
	図面の縮尺
誓約書	不法状態を知るに至った経緯で記載された、株主についての情報、株式取得日や持ち分割合
	不法状態を知るに至った経緯で記載された、前経営者の経営状態に対する異議申立人の見解等
	不法状態に至った経緯
	営業を続けるに際し必要な理由
見解書	配管の状態等
工作物リスト	工作物の素材、構造、寸法及び面積
変更許可申請書	植栽・柵・通路の種類
工作物作業工程表	工作物の構造及び作業工程がわかる部分

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 7 月 13 日	諮問書の受理
平成 22 年 7 月 29 日	実施機関の理由説明書の受理
平成 22 年 8 月 18 日	第 1 回 審査会
平成 22 年 8 月 30 日	異議申立人の意見書の受理
平成 22 年 9 月 16 日	第 2 回 審査会
平成 22 年 11 月 10 日	第 3 回 審査会
平成 22 年 12 月 24 日	第 4 回 審査会
平成 23 年 1 月 24 日	第 5 回 審査会
平成 23 年 2 月 18 日	第 6 回 審査会
平成 23 年 3 月 15 日	答 申